

諮問事項への対応の方向性について

諮問事項1 「個人情報取扱事務目録」の作成・公表について

個人情報ファイル簿のみでは、個人情報の保有状況の全てを明らかにすることができないため、個人情報取扱事務目録の作成及び公表について条例で規定することとする。ただし、事務の効率化を図る観点から、個人情報取扱事務目録の記載項目等については見直しを行うこととする。

諮問事項2 「条例要配慮個人情報」について

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）で定められる要配慮個人情報の範囲と現行条例で定められている要配慮個人情報の範囲は同一であり、それ以外の情報で「地域の特性その他の事情」によりその取扱いに特に配慮を要すると認められる特定の情報を挙げることは困難である。

また、現時点で他の地方公共団体において「条例要配慮個人情報」を定める具体的な動きも確認できない。

よって、現時点では「条例要配慮個人情報」を定める規定は設けないこととする。

諮問事項3 保有個人情報の開示に係る不開示情報の範囲について

法と茨木市情報公開条例とを比較すると、それぞれ不開示情報及び非公開情報として定められている情報や規定ぶりに異なる部分もあるが、開示・不開示の判断において、実質的な差異は生じないと考えられることから、不開示情報の範囲を拡大又は縮小する条例の規定は設けないこととする。

※詳細については別添資料のとおり

諮問事項4 保有個人情報開示等の手続に関する事項について

- 将来開示できることとなる期日の通知について
期日を通知しなければならない旨を条例又は規則で定めることとする。
- 一部又は全部の不開示決定等に係る理由付記について
行政手続法に基づき理由を示すこととなるので、条例では理由付記について定めないこととする。
- 開示、訂正及び利用停止に係る決定の期限について
条例で決定の期限を請求日から15日以内に短縮することとする。また、延長の期間についても15日以内に短縮することとする。
- 訂正請求及び利用停止請求の対象となる情報について
開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求及び利用停止請求の対象とするよう条例で規定することとする。

諮問事項5 手数料について

- 開示請求における手数料について

市民にとって利用しやすい制度となるよう、現行どおり開示請求に係る手数料は徴収せず、写し等の作成に要する費用を実費徴収金として徴収することとする。

- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料について

現時点では行政機関等匿名加工情報の利用に係る提案募集を行う予定とはしていないが、条例に手数料に関する規定を設ける場合は、政令で定める額を標準として額を定めることとする。

諮問事項6 茨木市個人情報保護運営審議会の在り方について

個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護運営審議会は存続させることとする。ただし、法改正後は諮問事項が限定されることとなるため、規模の縮小など効率的な運営について検討する。

諮問事項7 法に規定のない事項について

市における個人情報の取扱状況の透明性を確保するため、目的外利用・外部提供の実施状況を含め個人情報保護制度の運用状況の公表について条例で定めることとする。公表内容、方法等については、市民にとってより分かり易いものとなるよう検討を行う。

また、個人情報保護委員会が個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるとの見解を示している事項については、当該事項を条例で定めることは法律の範囲を超えるものとなることから、独自の規定は設けないこととする。